

毎週火、金曜日発行（但休日に当るとときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

## ◆規則

鳥取県手数料徴収規則の一部改正

鳥取県收入証紙規則の一部改正

## ◆教委公示

臨時教育委員会の招集

## 規則

三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表中百二十八、及び百二十九を次のように改める。

百二十八 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令  
(昭和二十八年政令第二百五十九号) 第一条の規定に基く船籍票の交付手数料

汽船及び推進機関を有する帆船 一隻につき 千円

推進機関を有しない帆船 一隻につき 七百円

百二十九 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令  
第三条第一項の規定に基く船籍票の書換手数料

1 総トン数及び純トン数の変更に係る場合

汽船及び推進機関を有する帆船 一隻につき七百五十円  
推進機関を有しない帆船 一隻につき 五百円

2 1以外の場合 一隻につき 百五十円  
別表中百二十九の次に次の二号を加える。

百二十九の二 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令  
第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の規定に基く船籍票の書換手数料又は交付手数料

規定期に百五十円  
一隻につき  
百五十円  
鳥取県手数料徴収規則 第二十九号

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

昭和二十八年九月十八日

鳥取県手数料徴収規則 第二十九号

規定期に百五十円  
一隻につき  
百五十円  
鳥取県手数料徴収規則 第二十九号

百二十九の三 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する  
政令第七条の規定に基く船籍票の再交付手数料

(十二) 道路交通取締法施行令第七十条に基く  
自動車運転者試験手数料  
運転免許証交付手数料  
運転免許証再交付手数料  
運転免許証交付手数料  
運転免許証再交付手数料

附 則  
この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年九月一日  
から適用する。

鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県規則第六十号  
鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第三十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年九月十八日

一 日時 九月十八日午前十時半  
鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

二 場所 教育委員会議室  
三 議題 教職員退職による人事調整について  
その他

昭和28年9月18日 五日第三種郵便物認可 発行  
行  
金  
島  
行  
島  
島  
市  
東  
町  
縣  
島  
市  
東  
町  
縣  
印  
制  
所  
島  
取  
縣  
島  
市  
東  
町  
縣  
印  
制  
所